

奈良県職員に対する退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県規則第十二号

奈良県職員に対する退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県職員に対する退職手当に関する条例施行規則（昭和二十八年十一月奈良県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第三条の十一第一号中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」の下に「第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業により現実に職務に従事することを要しない期間又は同法」を加え、「又は」を「若しくは」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。